

令和7年
1月号

濱田会計事務所通信

令和7年1月4日発行 Vol.89

新年明けましておめでとうございます

新年のご挨拶と共に、旧年中のご愛顧に感謝申し上げます。

さて、前年末に引き続き『103万円の壁』が話題になっています。現時点では、令和7年の改正でどのように変わるかは、まだ不明ですが今までと変わる事は間違いありません。改正により働き方に大きな影響があるかもしれませんね。今年も事務所通信、メールマガジン、YouTubeなどを通じて様々な情報提供を行って参ります。本年も何卒よろしくお願いたします。



基礎控除とは！？

給料をもらったり事業や株式投資などで儲け（所得）が出た場合所得税や住民税などの税金が課税されますが、最低限この金額までは税金をかけないでおこうという金額を基礎控除といいます。所得税や住民税は所得の合計額から社会保険料控除や扶養控除などの控除の合計額を控除してその残額に課税されますので、所得が基礎控除の範囲内であれば他に控除がなくても所得税等は課税されないという事です。

基礎控除の趣旨は最低限の生活費には税金を課さないという趣旨で儲けられているものですが、現在の所得税の基礎控除額は48万円と低額である為、以前から基礎控除額の増額は求められていました。令和2年分より基礎控除は38万円から48万円に増額されましたが、その際後述の給与所得控除は一律で10万円減額され、基礎控除は右図の通り所得の高い人はその所得に応じて段階的に控除が受けられなくなるように改正され、現在に至ります。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

令和7年度の税制改正大綱ではこの基礎控除について「令和7年分より合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる」とされました。

税制改正大綱とは政府与党が毎年年末に閣議決定を行い決定するもので、この内容を基に年始からの予算編成が行われますが、与党が衆議院の過半数を有している例年とは異なり、今年は与党が過半数割れしているためこの通りになるかは不透明です。

野党の一部はこの控除額の更なる増額を求めているため、今後どのようになるかはまだまだ注視が必要です。

令和7年分からの改正となりますが、完全に確定するのは3月末頃になるでしょう。



給与所得控除とは！？

一般的に言われる 103 万円の壁とは前述の基礎控除 48 万円と給与所得控除の最低額 55 万円を合わせた合計額を言います。

給与所得控除は給与をもらっている人が受けられる控除であるため、給与をもらっていない人には関係がありません。

給与所得控除とは『サラリーマンの必要経費』と言われるものです。例えばサラリーマン（給与所得者）であってもスーツや靴を購入したり資格取得の為に参考書を購入したりと給与収入を得る為に経費を支出する事があります。

こういった経費を給与所得者各個人が確定申告を行なうとなれば各個人の負担になり、又それを受理する行政側としても多大な負担が発生する事となります。

そこで給与所得者に対しては、給与収入を得る為の必要経費として予め右図の通り一定額の給与所得控除が認められています。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

平成 30 年度の税制改正により令和 2 年分の所得税から給与所得控除の額が一律で 10 万円引き下げられ、上限額が 195 万円まで引き下げられる事となりました。

この際に合わせて基礎控除額が 10 万円引き上げられたため、基礎控除額と給与所得控除の最低額の合計額は 103 万円のまま変わっていません。

令和 7 年度の税制改正大綱ではこの給与所得控除について「55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる」とされました。

これによりいわゆる 103 万円の壁は基礎控除額 58 万円プラス給与所得控除の最低額 65 万円で合計 123 万円とすることが現時点の与党案となっています。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

YouTube 動画配信もしておりますので、右の QR コードより是非御覧下さい。



【過去の動画】

- ・ 楽天証券新 NISA で投資信託を追加購入しました
- ・ 金融機関に勧められて購入した投資信託を 4 年間所有した結果
- ・ SBI 証券で新 NISA の口座開設の申込をしよう
- ・ 楽天証券口座で新 NISA の積立購入設定をしよう
- ・ 楽天証券で新 NISA の口座開設の申込をしよう



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

